

# 令和元年斜里町議会定例会 6月定例会議 全員協議会会議録

令和元年6月27日（水曜日）

開会 午後3時40分

閉会 午後5時15分

## ◇ 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う臨時・非常勤職員制度の構築について ◇

●金盛議長 それでは、ただ今から、会議規則第125条により、全員協議会を開きます。はじめに、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う臨時・非常勤職員制度の構築について説明を受けます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 （地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う臨時・非常勤職員制度の構築について 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりましたので、ここで、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 4ページの町における制度設計で、宮内議員の一般質問の中で、現状のそれぞれの職種の人数配置をおっしゃっていましたが、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員に当たる部分、現在どのような雇用になっているかの人数配分を教えてくださいませんか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 当町の臨時非常勤職員の三つのカテゴリーごとの職員数でよろしいですか。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 カテゴリー以前に今の町の任用の状態があると思います。その人数との方々が三つのカテゴリーのどこに入るかまで説明いただきたいと思います。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 全体の話をしていただきます。常用職員、定期職員を合わせた当町の臨時非常勤職員の数は、病院も全て含めて308名です。そのうち特別職非常勤職員は23名、残りの方は全て一般職の非常勤職員の扱いです。当町において臨時的任用職員はいないこととなります。特別職非常勤職員以外は一般職の非常勤職員に該当します。一般職の臨時職員のうち常用職員は28名、定期職員は13名、短期臨時職員はそれ以外の人数で244名となります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 制度設計の4ページ、会計年度任用職員の中、今まで支給されていなかった

各種手当、費用弁償等合わせて受給できるようになる、期末手当や地域手当も支払われ、継続して採用される場合には昇給も可能とありますが、ここでいう継続採用はどのように捉えているのでしょうか。定期職員の方や短期の方は1年間フルではなく、12カ月雇用ではなく11カ月雇用もあると思います。1カ月の休みを取れば次でまた雇う場合に継続にはならないのではないかと思うのですが、継続採用の言葉の定義と取り扱いはどのようなのか教えて下さい。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 新制度における継続採用の定義ですが基本的な考え方として、会計年度任用職員なので該当する職員について単位は年度です。一度解雇という訳ではないですが、任用職員では1年で終わって改めて担当部門によって募集を行い、1年経った方が再度応募されれば、勤務実績に応じて雇用する場合があるということで、基本的には1年1年の単位となり継続ということはありません。採用の結果継続になるかもしれないが自動継続は無いということです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 自動継続がないということは、同じ人が2年目も働くとなった時に昇給はないということですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 今回会計年度任用職員については人事評価の対象となります。1年間働いている中で人事評価をさせていただき、評価は次年度に募集してまた採用するかどうかの判定材料の一つになります。つまり同じ方が2年目3年目採用となってくると前年度の勤務実績を見ながら採用するので、当然昇給の対象となるということです。

●金盛議長 他ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 以前聞いた内容です。常用職員の方が今回会計年度任用職員になりますが、これまで条件は正規職員とあまり変わりがない対応でした。28名いらっしゃる常用職員の方々に対する雇用の条件、環境はどのようになるのか。現給料額を保証するとありますが、常用職員という枠が他ではなかなかないので、今回の任用制度で採用も各自治体である程度実施できる中での保証と捉えていいのでしょうか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 今回示していませんが、説明の中で会計年度任用職員の独自の給料表を作成すると申し上げました。もちろん事務職であれば行一を基礎として作成しておりますが、かなり給料的には低い水準となっています。常用職員をそのまま移行するとなれば大幅なダウンになってしまうので、今の定期職員、常用職員については現在の給料を保証すると説明させていただきました。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回の改定では、一般企業の場合はさまざま待遇改善が行われてきた中で地

方公務員、国家公務員もそうかもしれませんが、公的なワーキングプアについては毎回何とかならないのかと言ってきた経緯があります。現在臨時職員を含めて308名は町の行政事務を行っていく中で欠かせない部分ですし、改めて人口規模に対して308名というのは、役場は大手の雇用確保の場という感覚になりました。

今回の制度が働く方々にとっていい形になるのと、どうせ同じ仕事をやっても臨時で酷いといった職場環境ではなく、雇用環境についてマイナスイメージが少しでも無くなればと思う反面、財源も確保しなければならないわけですが、町の行政事務にとって308名は必要な人数なので今回の移行で財源は大変ですが、町独自の給料表で常用と定期の方に配慮、補填がされるのであれば非常にいいのではないかと。ただし今後、短期のパート、緊急的な臨時職員の方にも今すぐとはならないと思いますが、会計年度任用職員の整備ができてきたら少しずつ時間単価・時給単価も変わっていくかと思うのですがどうでしょうか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 時給単価も日額もそうですが、基本は行一、医療二、医療三の独自の給料表を作って、それを元に全て積算することになりますので、この給料表が変わらない限りは同じ日額、時間額になるのではと思います。

●金盛議長 他、ございませんか。小暮議員。

●小暮議員 児童館で臨時職員をしておりましたので、今回の制度改正は喜ばしいことかと受け止めています。保育士や放課後児童クラブの職員は専門職でありながら人が足りないと人探しをしている状態ですが、臨時職員ということでなかなかモチベーションが維持できないため、これまでも待遇改善はされていましたが、今回ますます良い方向に変わるのであれば喜ばしいと思います。ちなみに図書館の職員の方はこれまで11カ月雇用でしたが、今後は12カ月雇用になるということですか。確認させてください。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりです。

●金盛議長 小暮議員。

●小暮議員 3ページの待遇のところでは休暇として年次有給休暇、産前産後休暇の次に育児時間とありますが、どういうことを指しているのか教えてください。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 育児時間についてはすでに職員の勤務時間、休暇等に関する条例規則で規定をしているところです。育児時間の内容ですが、生後1年に達しない子であって子を養育する職員について、請求によって休憩の他に一日の勤務時間については2回、半日の勤務につき1回、それぞれ30分の育児時間を与えることができますとなっています。

●金盛議長 小暮議員。

●小暮議員 それがいいのか悪いのか判断はできませんが、内容はわかりました。

●金盛議長 他ありませんか。若木議員。

●若木議員 宮内議員の一般質問と関連するかもしれませんが、今のお話で人事評価をしながら再雇用していくとありました。現在働かれていますの方は長年専門職の中で仕事を続けられていて評価を受けるのはいいのですが、一般の職員の方と変わらない仕事をしてきても1年単位で評価され働き続ける権利が守られない、1年ごとに応募しても採用されるかわからない状況になるというのは、斜里町の仕事を頑張って来た方への適正な評価なのかと思うのですが、制度上仕方がないことですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 現在も常用職員、定期職員については1年契約、1年雇用となっています。その意味では会計年度任用職員に移行したとして、例えば採用の段階で募集や試験は発生します。国の制度上いたし方ないのですが、基本的に1年1年の雇用は現在と変わらない状況です。

●金盛議長 課長、就業規則でそうなっていますか。

●北副町長 今の就業規則上の常用職員というのは雇用期間が6カ月を超え引き続き雇用期間が更新される者をいうので、待遇が変わらないというのはその部分を指しているかと思いますが、今回の制度では、先ほどの説明のとおり、うちの臨時職員の就業規則に載っている常用職員、定期職員、短期臨時職員の区分は一掃されます。新しいものしか認められないことになるので全て一般職の非常勤職員、それがすなわち会計年度任用職員になります。

308名ほとんどの待遇向上につながる制度ではありますが、常用の28名、定期の13名については残念ですが現状の待遇を全て維持することはできない制度内容になっているのは事実です。従って斜里町の制度設計の中で人材確保上の観点から現給保証措置を講じたいと入れています。先ほど国で認められているのかとありましたが、正直国の法令に則った部分ではありません。国はそもそも想定していないので、これは斜里町独自のものです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この議論を国でしている時に、高市国務大臣が常勤職員と同様の業務を行う職の存在が明らかになった場合には、臨時非常勤職員制度ではなく常勤職員や任期付き職員の活用について検討することが必要だという答弁がありますが、この点との整合性についてどのようにお考えですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 確かに大臣の答弁のとおり、常勤の職員と変わらない職員が存在するのであれば検討があつてしかるべきという内容自体はよく理解できます。ただ職員採用については一般質問でも触れましたが、定数や行革の方針などを鑑み、それぞれの行政分野の需要や欠員の状況を見て実施するので、本来全員雇用することが望ましいかもしれま

せんが、行革の手前なかなか難しいのが実態です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回の会計年度任用職員制度はさまざまな町の財政状況などの課題があるかもしれませんが、先ほど櫻井議員が言われたように公的分野で働く方々のワーキングプア、低所得を救済していくのが制度の根幹にあると考えます。高市大臣はそのような職があれば常勤職員という考え方も必要だという答弁があるのです。行革の方針や定数をオーバーしている状態ではないことも確認できますので、高市大臣の視点における検討をすべきではないでしょうか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 おっしゃるとおりですが、まずは新しい会計年度任用職員制度に現在の臨時非常勤職員がどのように当てはまるのか、財政上どうなのかを整理させていただきたいと思います。その中で正職員化の道はもちろん閉ざされているわけではありません。議員がおっしゃるとおり、現在まで長年働いてきた方たちに対して全員雇用できればいいのですが、そうならない実態もあるのでこれからの採用や行革の状況を見ながら検討せざるを得ないのが実態です。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 失礼しました。もちろん会計年度任用職員という身分で雇用しますが正職員化になるかどうかは先ほど申し上げたとおり、定数、行革、行政需要の分野における総合的な検討になるということです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今後のスケジュールの中で9月の時点で条例化されるのですが、行革などの財政的な数字を固めという話があり、条例を定めた後に財政状況がどのように変わるかというシミュレーションは示されるのですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 すでに試算をしているのでお伝えしますが、現在の制度構築の試算ではおよそ4千万円が人件費として増額になる見込みです。会計年度任用職員に移行した場合です。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 以前からずっと町としての現給料額を保証するという点は温かいと思いましたが、働いている方々のモチベーションが落ちることなくやっていただけるのはありがたいと思います。同時に行革の中で十数年前に常用職員は0にしていく話がずっとありました。実際やってきて行政としての業務の中で必要だとずっとつながってきた。しかし条件は職員に準じ町の雇用に対する努力は非常に高いと思います。

今回4千万円くらいの増額の試算は大きな負担だと思いますが、会計年度任用職員制度の移行の仕方、区分の仕方はかなりいい形で、若木議員もおっしゃったように働く方のモ

チベーション、全体の行政事務を推進していく中でお金はかかるけれどもやむを得ない町の行政運営への投資としてもよいと思います。

ただし今後、行革に関連し全体として業務自体の中身が行革とマッチしているのか、今後人口が減っていく中で、これからの業務内容、町の計画と整合性を取りながら必要人数ポジションを図っていくべきと思うので、これからの町の業務内容が適正にこの人数でできるのか、減らすことも出来るのかという取り組みを今後もやっていくべきだと思いますが、よろしいでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 ご指摘のとおり制度移行は来年度3月です。昨日も働き方改革に関わる条例改正がされましたが、おそらくこの後は働き方、人材確保も含めて雇用形態の在り方を今後も検討して改善していく必要があるのではと思います。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムが規定されるとのことですが、中身、処遇、手当を含め格差は出てくるのですか。同じ任用職員で、フルタイムとパートでは待遇改善、処遇改善はどのようなのでしょうか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 給料等に大きな格差はありません。もちろんフルタイムは給料として支出しますが、パートタイムについては報酬として出ます。旅費についてもフルタイムは旅費、パートタイムには費用弁償など支出項目は違いますが、基本的には同じ水準で支給いたします。期末手当もそれぞれの期間によって支出することになっているので待遇の差はないと認識しています。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 フルタイムの任用職員とパートで、退職手当についてはどのような考え方ですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 退職手当について会計年度のフルタイム職員は雇用保険に加入し、退職手当を受給できることになっています。パートタイムは勤務時間により雇用保険に加入することになっているので、退職手当の金額が失業給付を下回る場合には雇用保険に加入することが必要となっており、この解釈で行くと、フルタイムは退職手当を受給できるがパートタイムは受給が無いとなっています。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 先ほど課長の答弁の中で、待遇に差はないと言ってしまったのですが、訂正させていただきたいと思います。フルタイムとパートタイムでは明確に待遇全般について差はあります。無いと言ったのは給料、報酬として出す部分を基本的な給料の部分から期間、時間に依りて算定するので差がないという意味です。退職手当については明確にフル

タイムも6カ月以上勤務する者が目安で、2年に渡るなど継続がある場合はなお可能ですが、パートタイムは該当になりません。逆に言うと、パートタイムを継続的に雇用するのは制度上想定していないといってもいいかと思います。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 任用職員の採用の時、試験をやる、選考をする。その中であくまでも1年と先ほど言われましたが、再度の任用もありうるということですか。フルタイムもパートもそうですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりです。フルタイムもパートタイムも行います。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 職員の関係で地方公務員法の中で定められている中においてフルタイムもパートも人事評価制度が採用されるのか、もう一度確認したいです。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 フルタイムもパートタイムも人事評価の対象となります。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 海道議員の質問の意図が分からなかったのですが、対象となると言ったのは先ほど説明にあったように、再度任用の時の材料としての人事評価があると押さえていただきたい。誤解があったら困るので付け加えますが、先ほどおおよそその試算で4千万円とありました。海道議員から退職手当の話がありましたが、この試算には共済関係、退職手当は含んでおりませんので加算になります。かつ、翌年再度任用になった場合の昇給があったとすれば、それはさらに加算になりますので付け加えます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 会計年度任用職員制度に関わる費用の増額についての説明がありましたが、国はこれに対してどうすると言っているのですか。知らないと言っているのですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 国は制度改正に関わる必要な財源については、地方公共団体における対応の調査を行う必要があると思っている、実態を踏まえて地財措置を検討するという答弁に留まっています。これは平成29年4月です。しかしご存知のとおり地財措置で見られるのは規模や類似団体における標準的な行政経費、あるいは先進的な自治体の経費を見込むことから、定期常用職員という斜里町の特殊事情が計上されるわけではないことから、可能性は低いのではないかと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今、伊藤課長から国会での質疑における答弁の説明がされましたが、各地方公共団体の取り組みについて、今後調査をしてしっかりと取り組みをしていくと高市大臣が答弁をしています。個別の地方公共団体の取り組みについて調査をするということが含

まれているのではないのでしょうか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのような解釈もできるかもしれませんが、こちらの解釈としては、特殊事象については計上される可能性は薄いのではという認識を持っています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 しかし国に対しては財源措置を強く求めていくことが必要だと思います。行革の面はさまざまな事業の効果や必要な人数を参酌しながら計画を立てることになると思うので、行革は置いておくとしてこの制度導入に伴う必要な財源確保については国が法律を決めたわけですから、財源措置はしてくれと強く求めるべきだと思います。

●金盛議長 増田部長。

●増田総務部長 議員のおっしゃるとおり、必要な機会があれば斜里町としての状況も含めて国に伝えたいと思いますが、一方で来年度4月以降は制度が適用されるので現実的な準備はやっていきたいと思っています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 ぜひ、お願いするという姿勢だけではなく、国が制度を決めたので責任を持つと強い姿勢で求めるべきだと思います。同時に、先ほど櫻井議員もおっしゃいましたが、この制度によって働く職員の皆さんが意気を高めて役場の業務にあたるという機会にするべきだと思うのです。給料減らすから一生懸命やれと言ったって正直その気にはなれないですよ。28名の常用職員がいらっしゃるのですが、誰とは聞きませんが、正職員化する人は何人いるのですか。

●金盛議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 現在、数字を申し上げることはできません。もちろん常用職員として長年行政に携わっていただいた職員ですので、全員という気持ちはありますが、限られた中でどのように雇用するのか。まずは常用職員を含めた臨時非常勤職員が新しい制度に財政も含めてどのように移行するのか、しっかり状況を整備しながら正職員化への道についてはその次の段階で検討して参りたいと考えています。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 誤解のないように追加しますが、職員採用云々という話が先ほどから出ていますが、今回の議題は、会計年度任用職員制度の構築が本題で、今この場で論ずるのは論点がずれてくるのかと思います。あえて答弁をさらに求められるとすれば、職員採用は先ほど課長が言ったとおり一般質問にもあった定数、行革を鑑みて行政需要と欠員の状況で実施するもので、基本的にこの制度の構築の観点から職員採用を実施するものではないと言わざるを得ないと思います。ここは一線を引かせて欲しいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 先ほど若木議員が指摘されたように、今回言葉としてあまり使われていない



かもしれませんが、正職員と常勤の職員と同じ勤務状態にある臨時職員については、常勤の職員と同じように期限の定めのない職員として採用すべきだと国会答弁の中でも盛んに強調されています。会計年度任用職員制度はそういう制度だと。その中でどうして常勤の勤務の状態にある職員が常勤の職員と同じ待遇にならないのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 ならないという部分は、まず制度としてそこが保証されていないというのが答えだと思いますが、先ほどから2名の議員の方からたびたび高市総務大臣の答弁が出て参ります。先ほどの財源措置の答弁も29年4月13日、参議院総務委員会、同じ時の質問への答弁です。

この高市総務大臣の答弁を私も見ました。あまりごちゃごちゃ言いたくないのですが、この答弁は元々、那谷屋議員の質問で、教職員の給料が県費負担から政令市負担になることへの懸念、という中で出てきた部分で、当時の富樫政務官が臨時的任用教員の政令市移管においても必要な任期の設定や空白期間の適正化が図られるべきだと答弁したのです。

これを不満足だとし、従来常勤の臨時的任用教職員は常勤だと慣例化したのではないかと。これが政令市移管で変えてはならないのではないかと質問が大臣に向けられたということです。そこで高市大臣が臨時非常勤職員の勤務時間や任期について基本的には各地方自治体で判断されるものという前提を言った上で、あくまで業務内容に応じて適切に判断が行われるべきだと答弁しました。

宮内議員からは、正職員としての任用も可能であると示したと捉えていると思いますが、答弁は適切に地方自治体が判断するものという趣旨で、可能性がないと言うつもりはないのですが、必ず正職員化しなければならないという論拠にはならないかと思います。

先ほどの財源措置について要望を言うのはあるかと思いますが、要望を言うタイミングや場所を考えると、叶う要望なのか叶わない要望なのかと言えば正直叶わない要望だと思います。交付税の算定の中での意見反映となるかと思うので、標準的規模を国は抑える中での措置なので、斜里町個別の事情をいくら言っても通じないと正直思います。

例えば類似団体の中で斜里町は非常に少なく行革努力でやってきたということであれば相対の中で叶うかと思うのですが、斜里町は正直、職員の数からいっても類似団体の中で決して少なくはありません。全く地財で見ないとは言いませんが、特殊事象を要望したからと言ってそのまま出るという仕組みでは絶対はない。かつトップランナー方式に切り替えようとしている現状がある中で、流れに背く必要があるのかもしれませんが、なかなか叶えられない要望かと思います。

●金盛議長 他ありませんか。山内議員。

●山内議員 副町長のお話は十分理解できる部分もあるのですが、臨時職員の就業規則の常用職員や定期職員について4ページ現給料額を保証すると記載されていますが、フルタイムかパートタイムでも違うと思います。その人が毎年ずっと現給料額を保証するという

ことが継続していくのか。またはそのような方がいなくなった、採用される方がいなくなった、常用職員や定期職員から今回の任用形態に移った職員の方がいなくなった。例えば年齢や都合でいなくなった場合、現行常用職員や定期職員として採用できなくなるということなので、正職員か任用職員かという範ちゅうになっていく。

総務部長もおっしゃっているように人材確保が難しくなっている、特に技術的な部分やスキルを持った方についても確保が難しくなっていく。対応できていくのか、その場合は正職員で採用していくと考えているのか。

もう一点、今回の制度改正で精神論になるかもしれませんが、現在働いている方はさまざまな条件の中で、例えば看護師さんは夜勤ができないなど個人的な理由で常用職員などになっている方がいるかもしれませんが、できうる限り現給料額を保証する以外の待遇面も斜里町独自の体制を組むとすれば、働いている人たちの立場になって宮内議員が言っていたようにやる気をもって仕事ができるような体制を組んでいただければと思います。これからの議論になってくるかと思いますが、よろしく検討していただければと思いますし、知恵を絞っていきたいと思います。

●金盛議長 他、ございませんか。なければ、これをもちまして、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う臨時・非常勤職員制度の構築についての質疑を終了いたします。

午後4時43分

#### ◇ エコクリーンセンターの課題への対応状況について ◇

●金盛議長 次に、エコクリーンセンターの課題への対応状況について説明を受けます。鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 (エコクリーンセンターの課題への対応状況について 内容説明 記載省略)

●金盛議長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 資料の2ページ、28年度に示された計画の中で発生生成物を毎年30トン減量計画として説明を受けていましたが、28年度は減っており、その後は横ばいで推移しています。抑制することについてどのような取り組みをされていますか。

●金盛議長 鳥居参事。

●鳥居総務部参事 28年度からの取り組みとして衣類の拠点回収を始めています。この部分がもう少し増えるかという見込みがあったのですが、回収する人がほぼ固定されており、ある程度溜め込んでいる人が出し切ったため今年度はあまり伸びていない状況です。

具体的なゴミの削減策としてはなかなか取り切れていないのが現状です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この時には木質系粗大ごみのリサイクルを強化していくとあったのですが、この点については順調に進んでいますか。

●金盛議長 鳥居参事。

●鳥居総務部参事 例えば他の産廃業者の土木屋さんでやっている伐採木を破碎してリサイクルする流れが当時ありました。確かに木質系はタンスなどが沢山来ます。生木もくるのですが、それらを選び分けた上で外部業者に委託しようという考えを諦めたわけではないものの、まだ具体的に進んでいる状況ではありません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 家庭で出る燃えないゴミを設けたのも生成物になりやすいものを選び分けるという目的もあったと思うのですが、家庭での分別、一般ゴミの袋になんでも入れないという取り組みの状況、町民の取り組みはどのようになっているか分かれば教えてください。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 燃えないゴミを設けたのは高温高压処理機の中に燃えないゴミ、針金などが入った時に内部を損傷しながら処理され、最後には全く処理されないで出てくるといことで、高温高压処理機を直すのに1回につき一千万円以上かかることも想定されたので、その前に燃えないゴミというカテゴリーを作り、住民の皆さんに分けてもらうという考え方です。

家庭での取り組みについては収集業者が集める時に付せんをつけて、これは何が入っているから何ゴミにしてくださいという指導を行っています。長く住んでいる人は大体ルールをわかってダメなものは出していないと思うのですが、アパートに住んでいる方や最近引っ越してきた方は他の町に比べたら細かい部分があるかもしれません。少しだけ少ない傾向にあるかと思えます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ゴミの減量はずっと続く課題だと思うので、広報でも取り組んでいるのですが、節目節目で斜里町が細かい分別をしているというPRを今後も続けてください。

●金盛議長 他ありませんか。海道議員。

●海道議員 1ページの生ゴミのたい肥化施設の機能改善の中で、ここには載っていないのですが、生ごみの施設のにおいについて越川の地域の方からはその声は聞いていません。粗大ごみを運んでいる方からよく聞くのです。非常に強いにおい。特に夏になると強烈なにおいがすると。無臭とはならないですが、働いている方たちの健康も含めて非常に心配ですが、におい対策はこれ以上改善できないのでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 におい対策について脱臭装置はついていてる中で作業をしているのです

が、能力が足りているかは疑問です。働いている方、作業員の方への対策について何年前か前数名辞めたのですが、最近は安定している中で雇用を確保して行くためには快適な職場、なるべくきつい労働、特ににおいはかぎなれていないので改善してほしいという要望は聞いています。具体的に何をするかとなれば大規模な改修をしない限りにおいては難しい部分があります。シャッターをなるべくしめて作業をすれば正直においが出ないのですが、点検時や業者が入った中で修繕などする際には開けっ放しにする場合があります、においが酷くなる現状は承知しています。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 においは働く方にとっては健康という面で長期間労働されているので、これ以上の対策があるかと言われましたが、環境づくりという面でしっかり取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 先ほども言いましたように作業員からも同じような意見をいただきましたので、これから検討していきたいと思います。

●金盛議長 他ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 生分解性の生ゴミ袋に関してですが、破れやすい、もたないという声がずっとあり、地域ではどうすれば大丈夫か、使い方を生活の中でモニタリングをしているグループがあるのですが、袋を作った日にちを知りたいと。試したら、1年くらい前に買ったゴミ袋は半分破れます。新しいものはほとんど破れません。破れ方が何かが刺さって破れるとかではなく新しく、出したばかりの袋に入れて持ちあげた途端にサーッと横破れするのです。スパッと破れます。

そうした声が他の方々からも聞こえ、製造年月日を選んで買いたいという声が出ているのですが、今すぐそれをやれというのではなく、劣化性はどれくらいなのかをこれから捉えていく必要があると思います。

同時に小さいゴミ袋を作っていただいたのはいいのですが、同じように劣化していくとまるでダメと分かって、初めて家の中で生ゴミをぶちまけました。これまで紙にくるんで紙のフチが絶対に出ないようにやっていたので100パーセント破れなかったのですが、劣化すると聞いて1年2カ月前のものを使ったところ8枚のうち5枚破れました。

今この生分解性を元に戻すのはナンセンスだと思うのですが、同じ班の方で生ゴミの袋の破れ方や劣化の状態がいかにか大変かという話で2時間くらいになりました。皆さんこれを、もっと何とかならないかという声が非常に出ており、また収集の方が持ち上げた時に破れるのを何回か見ているので、生ゴミの日に地域で管理してバケツを使う、コンテナなどでという対応もありかという意見も出ているので、生分解性のゴミ袋の普及で残さ量が減ったのは事実ですし、いいかたちでのたい肥化につながっているという成果はあると思うので、ぜひ考えていただきたいのです。

●金盛議長 関連。若木議員。

●若木議員 生ゴミ袋について、袋が弱いという声は多くの方から聞きます。去年、生分解性は当日ゴミ袋に入れて出すように徹底している町があることも聞いており、ずっと入れておくのは扱いやすいのかもしれませんが、当日入れるなど袋に入れて出すタイミングも含めて検討していただければと思います。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 櫻井議員の製造年月日の件です。日にちまでは入っていませんが、表袋の右下か左下に製造した月は入っています。1年を目途に使ってくださいと言っています。メーカーからは2夏を越えたら持たないだろうと。とにかく熱に弱いです。製造して斜里町に届いてウトロに持って行って小売店でという中で、多少熱がかかると弱くなる部分と家庭での保管方法で弱くなる。

これまでの袋は黄色い色を塗装しており、どうしても熱がかかるので弱くなる。今回透明にしています。破れたのはおそらく黄色ではないかと思っています。そのようなことを少しでも防ぐために今回透明にしました。収集業者からもたまに破れるようになったという話は聞きます。全てのステーションにコンテナ的なものを置いて誰が清掃をするのか決めるのは自治会ごとのルールもありますし、すでに置いているところは多少あるのは知っています。そのような声が大きくなってきたら業者の意見も聞きながら全町でやっていきたいと思っています。

若木議員のなるべく直前に入れてというのは導入当初から言っております。電話で数件受けたのですが、今までのやり方を変えることに対してスムーズにいかない、特にお年寄りの方には説明に苦労したことがあります。それらの方に対しても、生ゴミをそのまま入れて何日か置いておくのと特に破れやすいということはわかっていた上で広報し続けたいと思います。

●金盛議長 他ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 粗大ごみの搬入に関して、自己搬入をする時にいろいろな声が出ているのですが、大きさが60円、200円、300円と貼っています。車に積んで持っていったときに計量します。終わってからまた計量します。そうであれば自己搬入の粗大ごみに関して、軽量の単価表示設定はできないのでしょうか。

自宅を片付けたときなど粗大ごみが多くなり、回収の日まで置かないで自分で持つていくことが多いのです、ウトロは特に。それぞれ一つ一つにシールを張るよりは、何のために重さを量っているのかという話があります。他町村では重さで料金を支払う所がほとんどです。家の改修の時にはシールを張り袋や紐でまとめますが、自己搬入の時は重さという料金表示の所が多い中で、斜里町ではそれができない理由があるのか伺います。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 自己搬入時に従量制ということですが、例えば10キロ10円を取れ

ないかという話だと思うのです。みらいあーるができた時には従量制でという検討もしました。その上でシールを張るという作業は必要かと思います。例えば従量制であれば、今それぞれの素材を分けて持ち込んでくださいとお願いをしていますけれども、ごちゃごちゃになって持ってくるのではないかと懸念があります。

それぞれにシールを張った上で持ち込んでいただくのであれば、それぞれの方が一つ一つ確認した上で出す作業になります。細かくみらいあーるで、鉄のものを分けたり最終処分場に行くものは分けたりという作業をしているので、その作業を軽減するためにもまずは皆さんで一つ一つ確認し、処理券を貼っていただきたいと思います。

重さを量る理由は産廃業者も同じですが廃棄物処理法上、必ず来たゴミは量りなさいという規定になっているので量っております。

●金盛議長 他ありませんか。久保議員。

●久保議員 病院バイオボイラのことで伺いますが、病院内は自分の二つの新しいボイラで冬も夏も、今でも需要を満たしているのでしょうか。変わりましたか？

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 バイオボイラが無くても病院内をまかなうだけの能力を持つボイラがついています。バイオボイラが動いた時には重油ボイラの運転時間が短くなり、重油代が削減される仕組みで動いております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 今後の修繕費、煙突の更新、ますます費用が掛かってくるのではないかと思います。重油が少し節約できたからといって、むしろコストが高つくのではないかと思いますので制度上、法的に結局いつまで使うことになっているのか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 非常に答えづらい部分がありますが、本体よりは煙突自体はそれほど高くなく費用がかからないので修繕したいと思います。本体は約6年経ち、法定の償却年数は償還しています。今後大きな故障、何百万円とかかる場合も想定されます。その時に判断したいと思います。費用をかけてさらに燃焼するか、諦めるか病院と協議しながら決めたいと思います。

●金盛議長 他ありませんか。宮内議員。

●宮内議員 病院のボイラの2ページに使用料が記載されていますが、平成28年度斜線の数字、15というのは、15トンということでしょうか。

●金盛議長 鳥居総務部参事。

●鳥居総務部参事 そのとおりです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 15トンは重油に換算すると、重油を節約できるとしたらどのぐらいの量に該当するのでしょうか。

- 金盛議長 鳥居総務部参事。
- 鳥居総務部参事 カロリーベースで計算しなくてはならず、その計算までしていないので、はっきりとは押さえていません。すみません。
- 金盛議長 宮内議員。
- 宮内議員 エコクリーンセンターは開設以来さまざまな問題があり、担当した皆さんは大変な苦勞をしながら現在も対応に当たっていると思います。この施設はそろそろ使用期限、計画年度が終わると思うのですが、いつまでが計画年度でしょうか。
- 金盛議長 鳥居総務部参事。
- 鳥居総務部参事 現在8年目ですが、15年の計画でエコクリーンセンターを設置しています。最終処分場の埋め立て容量は15年間で計画しています。
- 金盛議長 宮内議員。
- 宮内議員 15年ということですので半分以上の計画年数から経過している状況ですが、最終処分場の利用可能年数はどのようになっていますか。
- 金盛議長 鳥居総務部参事。
- 鳥居総務部参事 開設から7年3カ月経っていますが、今のところ順調に約半分が埋まっているところです。
- 金盛議長 宮内議員。
- 宮内議員 ゴミ処理場の計画年数は最終処分場の利用可能年数で最終的には決まっている。あと7年で処分場そのものが満杯になるなら新たな処分場の建設が当然課題となってくるかと思いますが、どのような方針ですか。
- 金盛議長 鳥居総務部参事。
- 鳥居総務部参事 最低限でも新たな処分場は建てなければならないと考えていますので、明日の補正予算で提出させていただきますが、一般廃棄物の処理基本計画の策定として着手していきたいと考えています。
- 金盛議長 他、ありませんか。以上をもちまして、エコクリーンセンターの課題への対応状況についての質疑を終了いたします。以上をもちまして、本日の全員協議会を終了させていただきます。

午後5時15分